

角田市

農業委員会だより



角田市市制施行60周年

【H30.8月号】

●農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について

農地法に基づき、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行っております。この調査により、管内の全農地を総点検することで、遊休農地の実態把握等を行っております。平成30年度は、7月下旬から8月にかけて調査を行います。

各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び調査員で、調査班を編成して調査を行いますので、調査にご協力いただきますようよろしくお願い致します。



●農地の適正な利用（管理）について

農地法では、“1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地”等を遊休農地*と規定しています。農地が適正に利用（管理）されず遊休農地となることは、雑草が繁茂する、病害虫が発生する等して、周辺農地等に悪影響を及ぼすことに繋がりますので、農地を所有者されている方は、適正な利用（管理）をしていただきますようお願い致します。

なお、今回実施する農地利用状況調査により、新たに把握した遊休農地については、平成30年11月頃にその農地を所有されている方に対して、その農地の利用意向を確認するための調査書をお送りする予定です。

※農地法第32条に規定。“1年以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地”を1号遊休農地、“作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されたり、適切に管理されていない等の低利用の農地”を2号遊休農地となります。なお、農地パトロールは荒廃農地調査も兼ねて実施しています。荒廃農地調査では“再生可能な荒廃農地（1号遊休農地と同じ）”と“再生困難な荒廃農地（山林・原野の様相となっている農地）”を調査しています。

【参考】昨年度の調査結果概要

角田市管内の農地面積 5,090 ha / 50,599 筆（農地台帳登載内容）

内 1号遊休農地（再生可能な荒廃農地） 45 ha / 585 筆

再生困難な荒廃農地 217 ha / 2,549 筆

委員紹介

角田市農業委員会は、農業委員 14 名と推進委員 17 名で構成しています。農地法第 3 条等の許可行為等の決定行為を農業委員が担い、現地確認等の現場活動を推進委員が担っております。また、農業委員会法に規定される“農地等の利用の最適化の推進”のため、人・農地プラン地域検討会等の地域の話し合いの場面に両委員が参加しております。



農業委員

加藤 泰彦
担当地区 角田地区



推進委員

咲間 久男
担当地区 角田地区



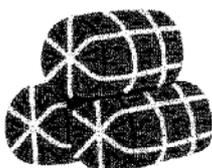
農業委員

柴崎 啓二
担当地区 角田地区



推進委員

柄目 利徳
担当地区 角田地区



推進委員

佐藤 裕貴
担当地区 角田地区



農業委員

笠松 郁子
担当地区 枝野地区



推進委員

門馬 明子
担当地区 枝野地区



農業委員

佐藤 義勝
担当地区 枝野地区



推進委員

佐藤 健一
担当地区 枝野地区



農業委員

阿部 和郎
担当地区 藤尾地区



推進委員

牛澤 勝一
担当地区 藤尾地区



農業委員

南條 正行
担当地区 藤尾地区



推進委員

村上 哲夫
担当地区 藤尾地区



農業委員
渡邊 菊男
担当地区 東根地区



推進委員
後藤 義行
担当地区 東根地区



農業委員
阿部 寛
担当地区 東根地区



推進委員
三品 典俊
担当地区 東根地区



農業委員 会長
横山 誠一
担当地区 桜地区



推進委員
太田 正好
担当地区 桜地区



農業委員
星 一男
担当地区 桜地区



推進委員
熊谷 浩
担当地区 桜地区



農業委員 会長職務代理者
白戸 康一
担当地区 北郷地区



推進委員
庄司 信一
担当地区 北郷地区



農業委員
穴戸 明美
担当地区 北郷地区



推進委員
今野 良一
担当地区 北郷地区



推進委員
佐藤 喜一
担当地区 北郷地区

※委員の担当地区について

推進委員は、市内7地区（角田地区、枝野地区等）に区域割りをして募集等をして委嘱しており、当該区域割りが担当地区となります。農業委員は区域割りをせずに市内全域を対象に募集等をして任命しておりますが、活動の関係で担当地区を割り当てているものです。



農業委員

遠藤 裕一
担当地区 西根地区



推進委員

清水 恒雄
担当地区 西根地区



農業委員

菊地 三喜男
担当地区 西根地区



推進委員

大槻 正男
担当地区 西根地区



推進委員

太田 利夫
担当地区 西根地区

●農地等の利用の最適化について

高齢化等を理由とした離農等により農家数の全体は減少していく一方で、現に農業を営む農家であっても、十分に後継者が確保できていない状況にあります。

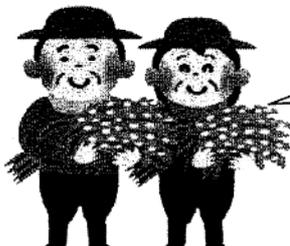
このことは、離農等により生じる農地の貸付需要が増える一方で、現在の担い手農家の後継者不足等もあり、これらの農地を容易に借り受けることができない状態にあると言えます。

そのため、いかに農地を効率的に利用していくかが大切であると言え、農地の集積・集約化等を行い効率化していくことで、新規の貸付需要にも対応できるようになると考えられます。

地域農業を守るため、農地の集積・集約化を進めていくことが求められている状況にあり、地域によっては、既に集積・集約化に向けた話し合いを進めているところもあります。農地を所有されている方の、これらの取り組みに対するご理解とご協力をお願いいたします。

●農地に関する相談について

今回、実施します農地パトロールの他、農地に関するご相談がありましたら農業委員会事務局(Tel.63-0133)又は担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員までお気軽に問い合せください。



お気軽に
ご相談ください。

発行：角田市農業委員会
角田市角田字大坊 41
TEL：0224-63-0133
FAX：0224-63-4863
Eメール：noui@city.kakuda.lg.jp